

【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第14回）

1. 日 時 平成29年11月14日（火）15:00～17:30
2. 場 所 中央合同庁舎7号館西館（金融庁）12階 第2特別会議室
3. 出席者 委 員 山本会長，矢ヶ崎会長代理，岩崎委員，亀井委員，鬼頭委員，金野委員，齊藤委員，田辺委員，中川委員，西村委員，原委員，原田委員，半田委員，藤井委員（計14人）
文化庁 中岡文化庁次長，山崎文化財部長，熊本文化戦略官，山下内閣官房審議官（文化庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），高橋伝統文化課長，圓入美術学芸課長，大西記念物課長，豊城参事官（建造物担当），植木伝統文化課戦略官，軸丸文化財保護調整室長，赤間伝統文化課専門官，菅野伝統文化課課長補佐，村上文化庁地域文化創生本部研究官（計13人）
4. 議事等

【山本調査会長】 定刻になりましたので，ただいまより第14回文化審議会文化財分科会企画調査会を開催したいと思います。なかなか天候も変動が激しくて，お風邪を召した方もおられるんじゃないかと思いますが，14回というのを見てこんなにやったのかと思っただんですけども，まだまだ重要な論点がありそうでございますので，よろしくお願ひします。

せんだって，パブリックコメントをいろいろ集約していただいたんですけども，皆様方にはお知らせしたかと思いますが，全てのパブリックコメントの内容をホームページで公表しておりますので，広く関心のある方には見ていただけるんじゃないかと思ひます。

パブリックコメントという、出した人と受けた側だけの情報の共有だけではもったいないといえますか、こういう大転換期の問題ですので、多くの市民社会といいたほうが、社会全体に共有していただいて議論が蓄積していくことが重要だと思っております。

と言おうと思って、私久しぶりにちょっといろいろ外に出たもので、オフィスに帰りましたら、日本歴史学協会以下28団体の何か声明がオフィスに届いておりました。10月12日付けなので恐らくパブリックコメントに反映してないんじゃないかと思うんですけども、この作業への注文とともに、最後に全ての国民がこういう機会に議論することが大切だと書いてあったんですが、我々が答申の作業をするんですけども、こういうことが継続的に市民社会の中で議論される中で制度が変わっていくということが大事だと思いますので、引き続ききょうできるだけいい内容をまとめることができるとともに、今後についても考えていく必要があろうかと改めて思っております。

本日は、企画調査会の下に設置されている美術工芸品ワーキンググループの検討状況についての報告と、前回に引き続きまして、前回いろいろたくさん議論いただきましたので、その議論を反映した調査会の取りまとめに関する議論を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 本日もどうぞよろしくお願いいたします。

配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御覧くださいませ。

まず、資料ですが、1-1、1-2、1-3と三つございます。1-1がカラー刷りの1枚、それから1-2が白黒刷りの2枚がホチキスで留まっております。それから、1-3番が表になっているものになります。続きまして、資料の2番というのが少し変更箇所が分かるような形でお配りをしています答申の案、前回配ったものを更新しているものになります。それから、参考資料としましては、議事次第記載のとおりでございますけれども、机上の皆様に関しては前回と同じような形でファイルでお配りをさせていただいております。もし御不足等ございましたら、事務局の方にお申し出いただければと思います。

【山本調査会長】 それでは、まず最初に、美術工芸品のワーキンググループの検討状況について、議事を進めたいと思います。座長の半田委員から御報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【半田委員】 それでは、美術工芸品のワーキンググループの方から御報告をさせていただきます。

現在、御承知のように、美術工芸品ワーキンググループにおきまして、国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項について検討を進めているところでございます。つきましては、今日、現段階の検討状況について御報告をさせていただきたいと思っております。なお、美術品の工芸品ワーキンググループでは、今回の会議で報告の取りまとめに向けまして、議論を進めてまいります。今回御報告する公開に関する取扱要項につきまして、本日企画調査会の委員の方々から御意見を頂戴して、最終的な報告のまとめに向けて参考にさせていただきたいと思っております。

本日、机上に配付させていただいた資料は3種類ございます。三つの資料とも、11月7日に開催しました前回のワーキンググループの資料を御用意させていただいております。資料の1-1が国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項改訂の案についての概要としてまとめたものでございます。それから、資料の1-2は、国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項改訂に関する事務局案、これが本体ということになります。それから、資料の1-3でございますけれども、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」改訂に関する事務局(案)、これは新旧の対照表として作ったものでございます。以上3点の資料をお配りさせていただきましたけれども、本日は、資料の1-1を基に御報告をさせていただきたいと思っております。

資料の1-1を御覧くださいませ。まず、材質が脆弱なものが多いという日本の美術工芸品につきまして、平成8年に国指定文化財の公開日数、それから移動回数を示した国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項を策定し、これに基づきまして、適切な取扱いを行うことが望ましいとされてまいりました。その一方で、展示施設等の技術的な進歩、それから公開ニーズの多様化等を踏まえまして、材質や保存状態、実態等を踏まえ、き損の可能性の低い文化財については公開期間の延長を認めるなど、よりきめ細やかな取扱いとすることへの要望も聞かれるようになってきたところでございます。そのために、これまでの取組によって蓄積された経験、知見とともに、保存科学に関する研究成果を総合的に勘案いたしまして、より丁寧な説明を含めた取扱要項への見直しを検討しているところでございます。

まず、現行制度につきまして、き損の程度の著しいものを除き、原則三つの柱がございます。一つ目は、公開日数については年間2回以内、公開日数は延べ60日以内とするということでございます。2番目に、その1番目に比べて褪色や材質の劣化の危険性が高いものは延べ30日以内としてございます。3番目として、照明の照度につきましては、原則として150ルクス以下とされているということございまして、この要項により難しい場合には、事前

に文化庁と協議するという事になってございます。

これにつきまして、今検討中の改訂案についてでございますけれども、これまで一律に定めてきた公開日数のうち、公開日数の延長が可能と考えられるものとして、一つ目、特に保存状態に問題のない材質が石、それから土、一部金属製品。金属製品とは金属製の彫刻や銅製品などの工芸品、考古資料の保存処置の行われた金属製品ということになってございますが、それらについては年間の公開日数を150日以内とするというところでございます。2番目でございますけれども、そのほか保存状態に問題のないものについて、特別の理由がある場合には、事前に文化庁と協議の上、次回の公開まで適切な期間を設ける措置を取った場合には年間100日程度公開できるものとするということをワーキングの方で検討しているところでございます。そのほか、要項について、6として、個別の重要文化財等の公開における留意事項を示し、各分野別の材質や種類を踏まえた指針として、より丁寧な要項となるよう検討しているところでございます。

こうした検討の中で、前回の美術品ワーキングで、委員の方々からそれぞれ御専門の立場で事務局で示した数値等の細かな部分に対する御意見を頂戴しました。年間公開日数を150日に延長する金属製品というのは、現在考古資料に限っています。しかしながら、最終部分の留意事項を示した部分で、彫刻や工芸にも言及されているために、この部分については適切な表現に改めるべきではないかという御意見も出されました。また、さきの策定から20年以上たっているという現状を踏まえまして、大気汚染の問題など、現在の状況を踏まえた改訂を考えるべきではないかという御意見も出されました。また、さきに山本会長の御挨拶にもありましたけれども、企画調査会のパブリックコメントの結果を見ましても、今回の保護法改正の全体に関して関心を持たれている方がとても多いということも踏まえて、一般の国民にも分かりやすく、どのように伝えていくかを考えていくべきではないかという意見もございます。それから、包括的な意見としても、個々の文化財の状態をしっかりと把握して公開を行うということを明確にするべきというような御意見がワーキンググループの中で出されたところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、1-1に沿って御説明をさせていただいたところでございますが、本日企画調査会の委員の方々から頂く御意見も参考にさせていただきながら、引き続き美術工芸品のワーキンググループにおいて、ワーキンググループとしての報告に向けて検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上、簡単ですが、御報告させていただきます。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の方々、お気付きの点など御発言いただければと思います。

じゃあ、亀井委員。

【亀井委員】 公開日数を伸ばすというのは要求もあることだし、また広く国民に文化財の良さを知っていく機会を設けるという点ではいいんですが、これは150日仮に伸ばした場合に、平均どのくらいの貸出しになるか分かりませんが、輸送問題に対してはどのようにお考えでしょうか。というのは、Aという場所からBという場所に移す場合に、当然梱包して運んで、状況が落ち着くまで収蔵施設に置いてということになりますと、例えば15日だったら10回も移動するわけですね。そうすると、物によってはかなり傷むんじゃないかと。石とか土とか、特に土の問題。石でも当たりどころが悪ければ割れちゃうこともありますし、金属製品、処理したといってももともとぼろぼろだったものが、ある程度の型を固めてやるというようなことで、公開に耐えるような状況にはするんでしょうけれども、どうも震動とかいうことに対するケアはどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

【山本調査会長】 はい。よろしくお願いします。

【半田委員】 ワーキンググループの中でも、今亀井委員御指摘の、移動の問題と延べの期間の問題というのは議論に上がっているところです。例えば3か所の巡回展をやるときに、自分の博物館・美術館の所蔵している資料についての移動の回数のカウントの仕方とか、あるいはもちろんシーズンングの問題等もありますので、延べの日数をどういうふうに設定するかというのは、個別の文化財の状態等にもよると思うんですけども、基本的には状態そのものについて、事前に文化庁と協議を行いながらという方向でまともっていくのかなと考えておりますが、今御指摘の御意見が出たということで、またワーキングの方でも1回議論を深めてみたいと思います。

【山本調査会長】 はい、よろしくお願いします。

それでよろしいでしょうか。

【亀井委員】 はい、結構です。

【山本調査会長】 ほかにございますか。

【岩崎委員】 済みません。この1-1の改訂案の二つ目に、石、土、金属以外でも文化庁とは協議の上で100日まで展示可とあり、適切な期間を設けるということですけども、この適切な期間というのはどのような基準で決まっていくんでしょうか。

【半田委員】 この適切な期間というのが具体的に示されていないということについては、個々の文化財によってき損状況であるとか保存状況に差があるというところで一律の期間が示されていないということだと思いますが、次回の公開まで適切な期間というものを設ける措置をするんだというところを担保するという点において、実態的にどういう期間になるのかについては、事前の文化庁さんとの協議の中で決めていくという方向だと把握しております。

【山本調査会長】 ほかにございますか。

どうぞ。

【藤井委員】 資料の1-1の下の方なんですけれども、例えば書籍・典籍・古文書というのは照度100ルクス以下なんですけど、これは日数の規定がないんですけれども、歴史資料もそうですね。これは適宜決めるということによろしいのでしょうか。

【半田委員】 日数の規定については、150日以内と100日以内という規定の中において、その資料の状態によって、現行の規定でもそうなんですけれども、褪色・材質の劣化危険性の高いものは延べ30日以内というところで、その文化財の状況によってその規定を使う、使わないというものは決まってくるというところで期間が入っていないということだと思います。

【藤井委員】 そうしますと、30とか100とか150という数字はここにも適用されるということによろしいのでしょうか。

【半田委員】 期間的にはそういうことだと思います。

【藤井委員】 それでしたら、そこら辺がすごく分かりやすいように書いていただくと、誤解がないと思うんですね。これ、例えば私のところも資料所蔵者であるんですけれども、数字を盾に100日とか言われると困るものがいろいろあって、ですからはっきり、というか、これは色がついていたりするとやっぱり褪色するんですね。だから非常に怖いので、色が墨だけだったらほぼ問題はないんですけれどもね、それ以外のものは非常に怖いので。それから写真も、例えば古い写真ってすぐ劣化しますので、やっぱり30とか一番厳しい数字をどこかに書いておいていただくと、貸し出すときには交渉が非常にしやすいですよ。

【半田委員】 はい。今の御指摘については、ワーキンググループの方でも御意見を踏まえて議題にしたいと思います。

【山本調査会長】 ほかにございませんでしょうか、お気付きの点。

【岩崎委員】 今後導入される保存活用計画においてそのときどきの作品の状態を踏まえて決定される公開の期間との関係は、どのように考えたらいいのでしょうか。

【半田委員】 保存活用計画の一つのシステム作りの中においても、1点1点のカルテを作っていこうという話があるかと思います。その中で、公開履歴であるとか修理履歴をきちっと1点1点の文化財について記録化することが重要だと思います。きょうは公開基準の見直しについて今の議論経過を御説明しましたけれども、そこはきちっとリンクをしていかないと、そもそもの保存活用計画が機能しないという事態に至るリスクが大きいというふうに思いますので、今の岩崎委員御指摘については、やはり保存活用計画の1点1点のデータベース、カルテ作りをしっかりとどうやっていくかというところと連動しながら、1点1点の文化財の状況を把握して、保存は保存、活用は活用で判断をしていくべきだと認識しております。

【山本調査会長】 よろしいでしょうか。

ほかに、個別の論点で。

【亀井委員】 極めて個別の話なんでございますけれども、文化庁と協議、協議といろいろ書いてありますけれども、これ、本当に各博物館・美術館が国宝・重要文化財、あるいは品物を展示したいと。うちの館はどうなんだと協議が殺到すると思うんですね。美術学芸課の今の人員を見ていますと、必ずしも十分ではないんで、仕事をそっちのけでこれに対応せざるを得ないような状況というのが場合によっては生まれると。特に、2020に向けていろいろな企画がどんどん出てきますんで、その辺の対応を文化庁さんとしてはどのようにお考えでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

【山本調査会長】 いかがですか。一番心配なところですが。

【圓入美術学芸課長】 今、亀井先生から御指摘いただいた点は、多くのパブコメ含めまして御意見、御心配いただいております、美術工芸品ワーキンググループにおいても同様の認識をしております。現在、取扱要項自体の性格についても一つの論点になっておりまして、本日、資料の1-1、1-2、1-3を配らせていただいておりますけれども、特に1-3に改正案と現行案を比較した資料を御用意させていただきました。こちらを御覧いただきますと、1ページに、この要項の性格とは何ぞやということを改めて整理をさせていただいております。この要項自体そのものが少し誤解を頂いている部分もありましたので、多様な重要文化財がございますけれども、この取扱要項は、これらに対して適切な取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示す指針であるということを1ページの下から5,6行目に改

めてお示しをさせていただいているところでございます。

その上で、「また」のところでございますが、所有者の方々が保管施設で公開する際にも、施設において適切な展示・公開条件を策定してそれに従うか、若しくはこの要項に定める事項に基づき適切な取扱い等を行うことが期待されるということも書かせていただいております。これは地域によって事情は違うかと思いますが、専門家の方々にも御相談も頂きながら協議をしていただくことを改めてお示ししております。また、2ページ目の上段を御覧いただきますと、実際の重要文化財の材質や形状、保存状態はそれぞれ異なっておりますので、公開に際しましては、これまで同様、文化財の状態に応じて専門的知識に基づく責任ある学芸員の方々、これは必ずしも学芸員の資格を持っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、状況に応じた判断を行っていただくということをここに明記させていただいております。これまで、必ず文化庁にも協議しなければいけないというような誤解を頂いているようなところもありましたが、今回の要項改訂においても、この要項に基づいても判断に迷われるようなときには、美術学芸課の方にお尋ねいただければ助言をさせていただくという意味での技術的な指導をさせていただくというような趣旨を明確にする御議論を頂いているところでございます。

また、もう一つ、ここには資料がございませんけれども、現在、文化財活用センターの機能を整備するという政府の閣議決定が出ております。これについては、美術工芸品ワーキンググループの方でも論点は出ておりますが、そのようなところにも所有者の方、博物館の方々等が相談できる窓口を設置するという意味での機能を強化するというのも、平成30年度概算要求させていただいているところでございますので、別途、体制強化をさせていただきたいと考えております。併せて、それから保存と取扱いにつきましては、なかなか研修機会が少ないということもございますので、その研修の一環といたしましてオンライン研修に関して新規で平成30年度概算要求をさせていただいており、総合的に体制強化に取り組んでまいりたいと考えております。

【山本調査会長】 いかがですか。

【亀井委員】 はい、分かりました。

その際に、是非都道府県の協力をいただいて、かつ都道府県の体力をもう少し上げるような仕掛けをしていただけると有り難いなと思います。よろしくお願いします。

【山本調査会長】 ほかにございましょうか。

【原田委員】 現行要項には1番目のところに公開回数は年2回以内となっておりますけれ

ども、改訂要項ではちょっとそれに関連するものが触れられていると思うんですが、現実問題として、今の展覧会は西洋絵画の場合ですと年間に6回回るところもありますけれども、指定文化財については今は2回になっていますが、それを3回に増やすとか2回でいいとかと、そういう検討会はなされたんでしょうか。

【半田委員】 ワーキングの中では、そういったところについての具体的な詳細な検討はしてございませんが、その関連で、年に2回という回数の数え方については、現状の中では、1月から12月までのカレンダーイヤーなのか、年度カレンダーなのかというような、若干分かりにくい部分もあるということで、個別の文化財が公開されてから1年の間にという前提で回数は定めていこうという議論はありました。

【山本調査会長】 よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

これからまたワーキングでも議論をされるということですので、そこに向けてまた御意見があれば、半田委員を通じて反映していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題の2に入りたいと思います。

企画調査会のまとめ（案）についてでございます。前回、本当にいろいろ皆さんから非常に重要な論点について提示していただきました。それを入れ込んで今回修正されたものを出していただいておりますので、事務局より御説明をよろしくお願ひいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 資料2を御覧ください。

前回11月7日でございますが、一度配布させていただきましたものに、皆様から頂いた御意見を踏まえまして修正を行ったものでございます。

少し全体として若干読みにくくなって申し訳ないのですが、前回からの修正が見えるような形で、中に下線が引かれている部分があると思うんですが、下線が引かれた部分が追記された部分、二重線で消された部分は削除している部分という形で作業をしております。

まず、表紙を御覧いただければと思いますけれども、題名でございますが、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」というように少しお直しをさせていただいております。本日御欠席ですが、藤田委員から文化財の確実な継承——「継承」という言葉を前面に出して、その上でそれに向けた保存と活用というように形にしていくことが必要なのではないかという御意見を賜ったところでございま

す。

おめくりいただきまして、少し2ページ目も修正が入っておりますけれども、用語の修正でございますので省略させていただきます。

4ページを御覧くださいませ。4ページが3という章の、「これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策」の一つ目。「総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化」というところの「必要性と対応の方向性」というところで記載をしていた箇所でございます。この点でこれまでも今文化財に関して非常に深刻な状況であるということを記載をした上で、文化財を広く調査・把握していくということが必要であるということを記載していた段落が、「前述のとおり」というところから始まる段落でございますけれども、前回の御議論を踏まえまして、17行目辺り、「特に」の文章ですが、「特に、これまで価値づけが明確でなかった未指定の文化財や、指定等文化財と一体性や関連性を有する周辺環境など」というような形で、一体性について少し分かりやすくさせていただきましたのと、「貴重な資源が失われつつある」の後ろに「歴史文化基本構想の作成の取組が広まりつつあるように」のように、歴史文化基本構想の取組についても少し記載をさせていただいております。

また、25行目から始まる段落が、「このためには」というところでございますけれども、「このためには」で、様々なレベルでの取組の重要性ということを記載した上で、「文化財を総合的に把握し、ここから多様な発想を得て」ということで前回も様々な創造性、クリエイティビティのある取組が進むようにという御意見がありましたので、「多様な発想を得て地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが重要である」ということを記載しています。それから、同じページの31行目ですけれども、少人数の職員の方で多くの専門分野を担当していると、多くの専門分野の職員が必要だといったような地方公共団体の体制強化に関しては、「市町村は特に」ということで今まで記載しておりましたけれども、都道府県に関しましても様々なバランスの取れた専門人材の確保というところでは課題が多いという御議論がありましたので、「特に市町村においては」というところを削除させていただきます。

続きまして、5ページ目でございますけれども、5ページ目の21行目辺りの記載、削除しているところは、前の部分の中で歴史文化基本構想の脚注に入れているだけでございます。

この5ページ目の最後の行、「都道府県による大綱的な方針・計画等の策定」ですが、6ページに進んでいただきまして、前回も都道府県における取組ということも、個々の文化

財保存・活用ということを超えて、総合的に地域を捉えていくといったようなことの御議論があったことを踏まえまして、4行目の下線部からですが、「市町村の境界を越えて広域的に捉えることが望ましい文化財の保存・活用においては、関係市町村の連携の促進や総合的な取組の推進等について、都道府県に期待される役割は大きいということに記載させていただきます。

それから、少し解説的に申し上げますが、済みません、9行目に、市町村地域計画というところを少し削除させていただいておりますけれども、用語の統一を図っております。都道府県の大綱に関してはこの取りまとめの中では「大綱」というように記載をしております、市町村の地域計画に関しましては、この先全て「地域計画」という用語で統一を図っております。

それから、11行目、「都道府県の大綱には」というところで、都道府県の大綱の中にどういったことを記載していただくかということに記載しているところでございますけれども、まず「都道府県としての域内に所在する文化財の総合的な保存・活用に関する取組の方針」ということで、飽くまでも個々個別に触れるということのみならず、域内に所在するものを総合的に捉えていくといったようなことを追記してございます。また、域内の広域的な地区ごとの取組というところで、例えば都道府県内で北部とか西部とか何とか地域、何とか地区、管区などいろいろな呼び方があると思っておりますけれども、こういった広域的な区域ごと取組の方針ということもあろうかということで、面的な部分を少し入れております。

また、15行目で「また」の文章を追記しておりますけれども、大綱の策定の際にも文化財保護法に規定されている地方文化財保護審議会への意見聴取、これはもともと市町村の地域計画では入ってございましたが、都道府県の方には入っていないという御指摘がございましたので、追記させていただきました。また、「なお」の文章ですけれども、ここは大綱を策定した場合に、国や関係市町村に送付をして共有をするということがもともと記載していたところでございますけれども、共有をする先としては、文化財の所有者であったり地域住民であったり様々な方がいらっしゃるということで、広く関係者に共有するというような形に直しております。

26行目から始まります「市町村による文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定」というところでございますが、ここからは市町村の地域計画に関する記載が始まるところでございます。30行目から始まる「その際」の文章の中で、「地域に所在する文化財について、地域住民や研究者、博物館等の協力も広く得ながら総合的に調査し把握するものとす

る」としまして、博物館というところで役割が少し不明確という御指摘もありましたので、入れさせていただきます。

続きまして、7ページ、市町村の地域の計画の記載事項でございますけれども、その7ページの2行目の後ろの方で、地域の歴史や文化等の特徴を整理するというところで、前回の案ですと、文化財の特徴というところで終わってしまっていたのですが、地域全体として文化財を見た上での特性ですとか特徴ですとか、そういったことを検討の上で整理をすることが非常に重要ということですので、そういったことを記載させていただきました。また、その後、5行目辺りもそうですけれども、「文化財を総合的に保存・活用する」といったようなことが地域の立てる計画全体として、総合的な保存・活用の方針でございますので、何度も同じ用語を記載しているわけではありませんけれども、例えば5ページ目に「総合的に」というのを少し加えるといったような修正をしております。

また、7行目、現状変更の制限等の保護措置、諸手続、保全措置に関しても整理をすることが考えられるのではないかと御意見がございましたのでそれを反映しておりますのと、12行目から「また」という段落がございますけれども、「地域の実情に応じ、歴史文化基本構想において選択的記載事項としている関連文化財群や区域の設定など、文化財を一体的に捉えて保存・活用していく方策について、地域の歴史文化の特徴を踏まえて記載することが有効である」といったことも追記をしております。

少し注釈を見ていただければと思いますけれども、7ページの下、注釈の4番で、先ほどお読みいたしました関連文化財群・区域の設定、こういったところについて注記をしております。「関連文化財群とは、有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基つき一定のまとまりとして捉えたものである。また、歴史文化基本構想では、文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための区域として「歴史文化保存活用区域」を設定することを選択的記載事項としている」というふうにしておりまして、本文に戻っていただいて、こういったようなことも地域の実情に応じてもやっていくということが有効であることを明記させていただいたところです。

また、19行目から始まります「市町村内に所在する文化財の把握及び対象となる文化財」ということで、ここは市町村の総合把握に関する事項を記載をしていたところでございますけれども、収蔵機関という言葉はここでは削除させていただきます。

また、8ページ目を御覧いただけますでしょうか。計画期間中もその市町村において総合

的な文化財の把握というのが大変なボリュームのある作業であるという御意見もありましたので、「なお」というところの中で、「計画期間中も域内の文化財の調査を進め、その状況に応じて計画を更新することも有効である」ということを記載させていただきました。

また、続きまして8ページ、15行目でございますけれども、市町村の地域計画の策定の手続でございますが、最初の段落のところは協議会を組織するということが記載している箇所でございます。そして、その協議会のメンバーとしまして、19行目から「協議会には」と始まりますけれども、当該市町村の関係部局、都道府県、この後に博物館について追記させていただきます。博物館、文化財の所有者、地域住民、NPO等の民間団体、商工会、観光関係団体、学識経験者などの関係者が構成員となることが想定されるという形にしております。

また、8ページの下、「総合的に把握された文化財の価値づけ」というところで始まる項目でございますけれども、9ページ目に進んでいただきまして、この項目自体は総合把握をした文化財に関して、それぞれの文化財に応じて指定の文化財にすること、ないしは登録の文化財にするといったような形で、しっかりと価値付けをし、保護措置を図っていくことが重要であるということの後に、4行目から始まる「なお」の段落では、現時点で価値付けが明確には困難な場合ということに関しても、是非地域の実情において取り組んでいただくというようなことを記載されておりましたけれども、ここに関しても「市町村において条例等で保全のための措置を講じるなど」のように例示ではありますが、保全措置ということの重要性を明記をしております。

次に、10ページを御覧ください。10ページ10行目から始まります丸2番でございますが、これは地域計画が国によって認定された場合の法制度上の効果として、丸1番が国に対して登録の提案ができるということでございます。丸2番が必要な事務体制のある一般市・町村によって手挙げ式で事務を執行できるというところでございます。この点に関しましては、前回御指摘いただいた中で、飽くまでもこれが計画が認定されている認定計画期間中であるということ、限定的なアドホックな対応であるということになるということ、少し追記してはという御指摘がございましたので、そのような形に修正を加える際に、権限の委譲というふうにいいますと、委譲されたきりもうその後変動しないような、恒常的な仕組みとして使われる用語の場合が多うございますので、事務の実施の特例ということで、計画期間中の特例であるというような表現に、より分かりやすくしたということでございます。本文に関しましても、そういった趣旨の修正が入っております。権限の委譲とい

う言葉を「国の権限に属す事務の一部を地方で実施できることとする」というような形で書き換えている形になります。19行目も「権限委譲の内容」という言葉は、「特例の内容」としております。

そうしまして、25行目の後ろの方から始まる「このため」という文書ですが、「このため、地域計画を認定された市町村における事務体制が整備されていることを条件に、現在は権限の委譲先となっていない市町村も、当該市町村の意思により、計画期間中、当該事務を実施することができることとするのが適当である」としまして、手挙げ式の事務の実施の特例ということになります。

全体として、文書の中で現行制度として権限が委譲されているものについては権限委譲という言葉そのまま使った上で、今回の計画期間中の特例は特例という言葉に置き換えているというような修正をして読みやすくしてございます。

30行目から、「また特例を設ける事務の範囲」ということございまして、これに関しても、今御説明したのと同じような趣旨の権限委譲という言葉の整理ということで修正を加えております。

また、11ページを御覧いただけますでしょうか。11ページの7行目のところ、「なお」という一文を記載しておりますけれども、「なお、当該措置は認定計画期間内に限り、認定取消しがあった場合には特例的な取扱いもなくなることとなる」ということを追記してございます。

その先の修正は、大部分が用語の整理ですので、先に進ませていただきまして、13ページを御覧いただけますでしょうか。かねてから建築基準法の適用除外との関係性、何か文章化できないかというような御指摘がございましたので、関係省庁とも少し調整させていただきまして、1項目追加という形にしております。「歴史的な建造物の活用促進に向けた建築基準法の適用除外の円滑化。国宝や重要文化財等は建築基準法が適用除外となっているが、登録有形文化財等についても、条例で現状変更の規制及び保存のための措置を講じた場合、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものについては、建築基準法を適用除外できることとなっており——これは建築基準法第3条第1項第3号でございまして——地域計画や後述の個別の文化財の保存活用計画によりこの仕組みの運用が円滑に進むよう、国においても関係省庁間の連携の下、参考となる情報を提供するなどして、地方公共団体の関係部局間の円滑な連携を推進する必要がある」という記載にしております。

続きまして13ページからが2番で、「個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充」

ということで、個別の文化財のレベルの話に入ってまいります。この中で、14ページを御覧いただけますでしょうか。(2) 具体的な方策(ア)一つ目が「個々の文化財の保存活用計画の作成」の項目でございますけれども、この中の31行目から始まる「基本的な枠組み」という箇所がございますので、1枚おめくりいただきますと、この「基本的な枠組み」というところでは、文化財の所有者、保持者、保護団体の方々が保存活用計画を策定するということやその記載事項が何かといったようなことを記載していただき、国がその計画を認定するといったようなことも触れているところがございますけれども、10行目から、「なお、都道府県の大綱や地域計画が策定されている場合は、保存活用計画の作成に当たってこれらを参考とすることが適当であり、それぞれの状況に応じて、地方公共団体と文化財所有者等とが適切に連携することが重要である」という全体としての連携を図るということを追記させていただいております。

また、16ページを御覧いただけますでしょうか。文化財類型を横断する共通的な留意点ということで、1点目としまして、文化財の保存活用計画を作成する単位について、前回も御議論を頂戴しましたけれども、文化財の指定の一件当たり一計画とするということと、全体をまとめるというところの記載の関係をどのぐらいの程度にするかということでございました。読み上げさせていただきますと、「文化財類型を横断する共通的な留意点として、まず、保存活用計画を作成する単位が上げられる」とした上で、「文化財指定一件当たり一計画とすることが基本であるが、同一の所有者が複数の文化財を所有している場合は、必ずしも一件当たり一計画とせず、複数の文化財を一つの計画にまとめることも可能とするとともに、重複指定された文化財の場合は、全体としての整合を図るため一つの計画として整理することが考えられる」というような記載にした上で、重複指定された文化財のところ、脚注の9番、16ページ下9番を御覧いただけますでしょうか。具体的にどのようなイメージなのか捉えるのが難しい方もいるのではないかと御指摘がございましたので、脚注の中で「同一又は近接の文化財が複数の文化財類型に指定されている場合。例えば、史跡指定された敷地に建つ建造物が重要文化財に指定されている場合や、重要文化財指定された建造物内の障壁画が重要文化財(美術工芸品)に指定されている場合等考えられる」というような形で少し説明を加えております。

また、続きまして、18ページを御覧いただけますでしょうか。18ページ、(ウ) 国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な公開の在り方というところがございますが、11月7日に配布した時点では中間まとめのままでございましたが、せんだって11月7日に行われた美術工

芸品ワーキンググループにおける検討の状況を踏まえまして、更新をさせていただいております。ただ、まだ引き続き検討を行っていただいているということで、本日も先ほど御議論がございましたので、これは今後もその議論の状況に応じて更新が必要という認識の部分でございます。

念のため、現時点の記載を読み上げさせていただきます。30行目からです。材質が脆弱なものが多い美術工芸品については、平成8年に「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」を策定し、国指定文化財の公開日数や移動回数などを指針として示しており、これに基づき適切な取扱いを行うこと——ここから19ページです——が望ましいとしてきた。現行の要項においては、き損の程度が著しく、応急処置を施しても公開のための移動又は公開によって更にき損が進行するおそれのあるものについては、抜本的な修理が行われるまで公開を行わないこと、それ以外のものは、原則、以下のように規定されている。

それで、1, 2, 3が現行制度ですが、1番、公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内。丸2番、1に比べてたい色や材質の劣化の危険性が高いものは延べ30日以内、丸3番、照度は原則として150ルクス以下。

しかし、展示設備等の技術的な進歩や公開ニーズの多様化などに対応するため、原則を踏まえつつ、一律の公開日数などを提示するのではなく、様々な材質、形状などを踏まえた、よりきめ細かな取扱いとすることが望ましいと考えられる。そのため、これまでの取組により蓄積された経験・知見とともに、保存科学に関する研究成果等を総合的に勘案し、より丁寧な説明を含めた取扱要項への見直しを検討している。

例えば、保存状態に問題が生じないと考えられるものについて次のような措置とすることが考えられる。

- ・材質が石、土、金属で作られたもの。この金属のところ、注釈11番でございますが、金属製の彫刻や主に銅製品などの工芸品、考古資料における金属製品を指すというように記載した上で、本文に戻りまして、材質が石、土、金属で作られたものについては、公開日数の上限を年間150日に延長。

- ・個別対応において専門的な助言を得ながら、次回の公開まで適切な期間を設ける措置を取った場合については、公開日数の上限を年間100日程度に延長。

文化財を適切に公開する際には、専門知識を有する学芸員等が、その特性や状態について十分把握した上で扱うこと、その本質的な価値の維持を大前提とし、文化財を公開することは文化財に負荷をかけていることを踏まえ適切に対応する必要があるという形にして

おります。引き続き、更新をしていくということになろうかと思えます。

続きまして20ページを御覧いただけますでしょうか。「地方文化財行政の推進力強化」という項目でございますけれども、大きく二つの項目がございます。一つ目が地方公共団体の文化財に係る体制の充実という項目でございます。これに関しては、一つ目、人材の確保、資質向上、こういったことによって地方公共団体の推進体制の充実を図ることが不可欠であるという記載の中に、文化財の担当の職員の業務であるとか、今後必要な資質、こういったことを追記してはという御意見がありましたので、これまで以上に多様な知見、幅広い視野を持って業務に当たることが求められるということを追記させていただいております。

また、後者、地方文化財保護行政の所管の件ですが、21ページを見ていただきまして、1行目に「文化財保護に関する事務に係る」という記載を追記しておりますけれども、これは前回の議論の際、平成25年に検討したときの、今後の文化財保護行政の在り方についての報告書において整理した四つの要請という点で、四つの要請というのが飽くまでも文化財保護に関する知見を意味するということが明示された方がいいという御議論がございましたので、「文化財保護に関する事務に係る専門的・技術的判断の確保等の四つの要請」と、少し丁寧にしております。また、10行目からでございますけれども、この一つ前の「しかしながら」の段落のところでは、文化財行政としての全体的な一体性であるとか、まちづくり等との関連性とか、そういったことを踏まえて一層充実させるために四つの要請に対応できるように地方公共団体において環境整備をするということを記載した上で、条例によって移管をすることも可能とする仕組みとすべきと考えられるの後に続く段落ですが、「これによって、文化財の保存と活用の両面から取組が一層進みやすくなると考えられるが、活用面の取組が文化財の本質的価値のき損に至らないよう、文化財保護に関する事務の執行・管理に当たっては、一段と深く留意することが必要である」という記載を追加しまして、「このため」というところで、事務を移管する場合には、四つの要請に対応するための環境の整備として、地方文化財保護審議会を置くということ、「現在は任意で地方公共団体に設置できるとされている地方文化財保護審議会に関して」という箇所、一部追加して、「文化財に関して優れた識見を有する者により構成されること」とすること、それから「必ず置くものとする」と。これを制度上明確にする必要があるというふうに追記をしております。

「また」の段落は、地方文化財保護審議会の諮問だけではなく建議の権限を有すること

などの機能強化といったようなことが記載してあるところで、その次、「加えて」の段落では、専門的な職員の配置、配置された職員の専門性向上のための研修の充実、コンプライアンスの徹底や透明性の向上、また教育との密接な連携。これに関しては強く求められるというようなことで記載を少し追記させていただいております。ここまでが地方公共団体のことに関してでございます。

続きまして、「その他推進すべき施策」に関してですが、22ページ目を御覧いただけますでしょうか。博物館等の役割強化の項目でございますが、22ページを見ていただくと、多くの箇所が修正しているように見えるのですが、これは記載の順序の入替えをしたというものですので、この部分に関しましては、学芸員の配置充実が重要であるということが、重要であることはもちろんだけれども、様々なところに記載されてしまっているので少し整理をという御指摘があったところでございますので、4行目から始まります博物館の方で、様々な観点からの相談とか助言を行いながら、地域の特色を生かして連携をしていくということが必要であるということの下に、「これらに対応するためには、博物館等の機能の充実が必要であり、学芸員等の人材確保が不可欠であるという、学芸員の人材確保を上に出しまして、またその専門性の向上が重要であり、国、都道府県レベル、博物館等関係団体など、各段階で実施されている研修の推進を図る必要がある」という記載にいたしました。

「これに加え」の段落では、都道府県レベル、広域的なレベルでの取組の強化ということが書かれている段落ですけれども、あえて都道府県教育委員会という言葉を削除すべしという御議論があったかと思っておりますので、そのように修正をさせていただいております。

続きまして、(2)番、「国際交流や訪日外国人旅行者、障害者への対応」というところでございますが、これもいろいろと御議論を頂戴しまして、その国際交流における文化財の重要性というところでございますが、文化財は我が国の歴史や文化等の理解に欠かすことができないものという形にいたしました。その上で、国際交流においても重要な役割を示すということを記載しました。また、日本の歴史や伝統にというところは、初めて来る方も何度もお越しの方も様々な方がいらっしゃる多様性が重要だという御議論がございましたので、「日本の歴史や伝統に初めて触れる訪日外国人旅行者等も含めて、日本に来訪する多様な方々に文化財の魅力を一層理解してもらえよう」というふうにいたしました。また、その先ですけれども、28行目、下線が入っておりますけれども、「様々な手法を工夫し、多様な人材と協働して取り組んでいくことが重要である」というように記載をしております。

この先は、本文に関しては以上でございまして、また別添に関しましても、本文の記載に合わせたような文言の修正であったりとか権限の委譲という言葉が事務の特例にしたりであるとか、そういったような本文に合わせるような修正をしております。資料の説明は以上です。

【山本調査会長】 前回、いろいろ意見を頂いたのを入れ込んだ修正をしていただきましたが、今回最後ではないんですけれども、次回も一応予定はしておりますが、きょう出尽くす点があれば、処理できれば今回でということでございますけれども、積極的にお出しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

西村先生、どうぞ。

【西村委員】 済みません、いつも最初に発言して。

前回、私発言したことについて随分幅広く取り入れてくださってありがとうございます。

ただ、私、もうちょっとあと一歩行っていただきたいなというところがあるので、言います。例えば、5ページに、これが歴史文化基本構想を「構想」にとどまらず「計画」にまで発展させると言っているんですね、これが正しい方向だと思うんです。こういうものであるべきだと思うんだけど、出てきたものが、略称ですけども、大綱と地域計画となるのかなど。歴史文化基本構想を発展させたら歴史文化基本計画みたいなものにならないのかなというのが気持ちなんです。

なぜかという、例えばここでは地域計画とおっしゃっているものができる、幾つかの制度上の特例措置があると。それは9ページから10ページにあって、国に対する登録の提案と、それから事務実施の特例と書いてあるんですけども、これはテクニカルなことはこうなんです、私はもっと大きなことがあり得るんじゃないかと思うんですね。一つは、先ほど例の建築基準法のその他条例に関わるような、13ページに書いてあるような、こういうものがこの地域はやりやすくなるか、もっと言うと、これが基本計画として歴史と文化をベースにして地域の文化財を生かすと、守り生かすということになると、やっぱり生かす方向が割と明確になる。そうすると、この枠組みの中で保存活用計画が明確に書きやすくなるという意味では、やっぱり計画の計画なんです。計画の計画というのは、マスタープランなんです。マスタープランを日本語にすれば基本計画なんです。

それともう一つは、自治体側から考えると、恐らくこれは幾つか自治体を持っている計画の中の一つになるはずですよ。それは例えば緑だったら緑の基本計画があるし、都市計画だったら都市計画マスタープランというのがあって、それぞれのセクションがそれぞれ

れの基本的な計画を持っているわけです。恐らくこれは、今回ですぐいかどうか分からないけれども、やっぱり歴史とか文化をベースにしてその地域を考えるときの基本的な枠組みになると。少なくともそういうふうに出ていって行くというのが非常に重要だと思うんですね。だとすると、自治体側からすると、幾つかある中で歴史文化から見るとこうなんだと言えるので、ほかの計画がこれと矛盾しないということをやはり自治体としてやるようになるわけですね。すると、これと矛盾しないような、やはり地域の開発計画を立てないといけないということになるので、その意味で言うと、ここには特例というのは非常に実質的なことが書いてあるけれども、非常に大きな意義を自治体にとって持ち得るわけですね。

つまり、自治体でいうとここは非常に歴史と文化を大事にしないといけないということ自分たちの計画の中でうたうわけですから、それは文化財も集中してるし。そうすると、そこに何か変な——変なというのはあれだけれども、ほかのそれと矛盾するような計画はなかなか立てにくくなるし、それぞれの整合性をいかに取っていくかということが大きな政策になり得るわけですね。その中にきちんとこれが位置付けられると、非常に総合的な自治体の計画の中に位置付けられることが意味があると思うんです。その一方として、まず文化財の保存・活用ということがあるかもしれないけれどもね。

そういうふうに向けて努力が進むとすると、やっぱりそれは基本計画的なものをうたい上げて、こういうものを文化庁からもやり得るんだというふうなスタンスがやっぱりある方が、自治体側からするといろいろな基本計画がある中に、これは大綱ですとか、これは地域計画ですと言われると、ほかの計画との位置付けがちょっと見えにくいような気がするんですね。なので、是非とも何か、今回は第1弾なのでできないかもしれないけれども、なるべく非常に大きな、その地域地域を歴史と文化から見るとこんなに見えるし、それを支えるのはこんな文化財なんですということをうたう計画というふうなスタンスを是非出してほしい。そうすることが、1個1個の文化財の位置付けを明確にするし、活用の方向性を明らかにする。

つまり、ここで活用を言うと、何か世の中に誤解があってすごく文化財を本当に観光で活用すればいいと思っている人たちもいらして、そうじゃなくてやっぱりこの非常に大きな計画の中の枠組みの中で活用の方向もおのずと見えてくるんだというような計画にすべきじゃないかと思うんですね。是非そういうふうなことが、ニュアンスが伝わるような用語にしてもらいたいと。大綱と地域計画では、何かそれは歴史文化基本構想——これ

はいい名前なんですけれども——が計画としてもう一段スケールアップしたというのがなかなか伝わりにくいので、申し訳ないんですけれども、ちょっと工夫してできないかなというのが私のお願いであります。以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

【高橋伝統文化課長】 確かに先生がおっしゃるとおり名称というのは非常に重要であると思っています。ただ、一方で、今回この大綱とか計画というものを法令上に位置付けるということになりますと、当然これまでの他の立法例で使われている用語との整合性であるとか、いろいろな制約が掛かってくるわけで、仮に歴史文化基本計画というものにしようとした場合に、それが果たして政府提案の法律用語、法令用語になじむかどうかという、かなり事務的な技術的問題に直面してしまうものですから、そういう意味で今この報告書の名称としては、法令用語を念頭に置いて行うような形で今は整理をさせていただいているところでございます。その上で、法令用語は法令用語として位置付けた上で、愛称をどうするかというのはまた別の問題でございますので、今先生がおっしゃったような話、名前については、可能であれば法令用語とは違う、幅広く地域住民の方々、国民の方々に理解していただけるような、そういう名前を別途付けるというのは一つの方策としてあるのかなというように思います。

【山本調査会長】 今、西村先生がおっしゃった、要するに理念的なものを、つまり将来育つような理念的な萌芽を、ここの「アクションにつなげる「計画」として発展させ」という説明の中にもう少し膨らませるような形で、今後の成熟の中で読み取れるような、そして課長がおっしゃったような愛称が実のものになるような、そういう展望でちょっと膨らませるということではできそうですね。

いかがでしょうか、西村先生。何かその辺でいいアイデアというか、後世の人が読み取れば、そういうことを議論したんだなど。更に立法的にも可能な成熟が来たときに。

【西村委員】 そうですね。中長期的にもいろいろ検討していただけるように、最後の方を書いてあるので期待したいと思います。

【山本調査会長】 じゃあ、そういうことで、よろしく申し上げます。

ほかに、まだいろいろな論点があります。

中川委員、どうぞ。ああ、中川委員じゃない、藤井委員だ。済みません、名前間違えました。

【藤井委員】 私、出れないことも多かったですので、ちょっとお聞きしたいことと、

それから意見を両方述べさせていただきます。

私も前半の文化財をどうやって広く捉えていこうかと。これが地方で実際にこういうことをやろうと企画してもなかなか今までうまくいかなかったんですけども、こういうのを国側が提案してくださると、確実に進むということはなりそうなので、大変いい方向に行っていると思います。

それで、ただこれを実際に進めるときに、地方に権限委譲のことなんですけれども、これはやっぱりこの中にもいろいろ地方において人材不足であるとか、それから研修が必要であるということを何度もお書きになっているんですが、それから類型ごとに特性を踏まえて整理するというをお書きになっているんですけども、それで例えば伝建とかそれから重要文化的景観については今のところ問題はないとおっしゃっていて、ほかのものに問題があるんですが、これは非常に具体的な話になるんですが、例えば建造物あるいは歴史資料、美工系のことですと、これは今は指定するとき指定説明、それからそれを維持していこうと現状変更ということを実際にやるわけですからですね。そうすると、これは今文化庁の中の技官の方々がそういうことを担当されているんですけども、それを地方に権限委譲しようと思っても人がいないから事実上できない。そうすると、建造物や歴史資料ってかなりの量がありますよね。それをどうやってやるのかというのをもう少し具体的に書いていただくと有り難いですよね。もっと人を増やせとかね。要するに、例えば国だったら相当な数の人がいて、そこでもんでいるわけですからね。特に建造物だったら、指定説明も現状変更というのは、これは建造物修理の場合に必ず起きてくる問題で、非常に厳密な議論をして、それから建物を見て、それから外側に大きな組織を持っていて。そういう手続を踏んでやっているのだから、それが地方に権限委譲をしてできるかという恐らくできないですね。そうすると、ここに書いてあることが絵に描いた餅——絵を描くのはすごく重要なんですけども——餅になってしまうから、それに向けての具体的な方策が少し書いてあると有り難いですよね。

それから、歴史資料の場合でも、これは放置しておいて大丈夫なものはいいんですけども、今どんどんいろいろなものが増えていきます。鉄道車両とか舟とかね。そんなものが出てくると、もうこれはとても権限委譲ができない状態にどんどんなってくるので、これも結構厳しいなということになります。ですから、地方に権限委譲というのは私はできればの方がいいと思っているんですけども、質の担保、質の確保をどうやってやるかという方策について、少し踏み込んでいただくと有り難いですよね。

それから、もう一つは、審議会の役割というのが出てくるんですけども、これも大変重要でして、権限委譲したときにはそれは審議会でいいかどうか議論すると。今、国は非常にきちんと機能しているわけです、審議会というのはそこで機能しているんですけども、これが県単位でもし審議会が全部立ち上がったしたら、とても人員不足で事実上機能できないということになりそうなので、これも分野・類型によって物すごく、何ていうんですかね、これは類型ごとにできることとできないことが今すごく見えてしまうということがとても気になります。

それで、今までの日本の文化財保護法で規定されてきたもの、それからそれを維持管理してきたものというのは、国際的に大変評価が高いんですね。例えば、世界遺産の建築が世界が安心しているのは日本の文化財保護法の下できちんと管理しているから、安心して建造物とか史跡が世界遺産になっているんですけども、この信頼性が揺るぐと危険なので、そこら辺の手はずをきちっと書き込んでいただくと有り難いと思います。

【山本調査会長】 はい、どうぞ。

【菅野伝統文化課課長補佐】 今おっしゃっていただいた内容の確認も含めてなんですけれども、例えば文化財の指定の説明であるとか、現状の変更であるとか現在は国が処理している事項に関しては、これは例えば国の指定が地方に移るという案はそもそも入っているものではないので、恐らく御懸念の点は、今回の件というよりは、もし未来そういうことがあればということで、いずれにしても地方公共団体の方々が今後計画を作っていくときには様々な御知見というものが必要でありますので、そういったところでは人材の確保であったり質の向上であったりとか、そういったところが必要かというようには存じますが、例えば国が実施している事務がそのまま委譲されるというふうな御議論では現時点ではないのかなと思っております。

審議会につきましては、その機能の強化というところがここ数回のこの企画調査会の議論でもかなり御意見を頂いておりますので、幾つか地方公共団体の推進体制の章であるとか、個々個別の保存活用計画であったりとか地域の計画であったりとか、そういった章の中で個別に記載させていただいているところかなと思います。

【山本調査会長】 よろしいですか。

【藤井委員】 はい。承知しましたけれども、そうすると序文の辺り、3ページ、4ページの辺りでそこら辺のことを分かるように書いていただくと有り難いんですけども。従来型の文化財制度と新しい制度をどうやってマッチングさせるのかということを書いて

いただけると有り難いですよね。これ、例えば文化財の保存と活用の好循環を作り上げていくとか、そういうふうなちょっと曖昧な言い方ですよね。

【山本調査会長】 また具体的なあれがあれば御提案いただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

はい、岩崎委員。

【岩崎委員】 きょう半田委員から御説明のあったところにも関わりますが、「国宝・重要文化財の適切な公開の在り方」19ページの21行目「文化財を適切に公開する際には、専門知識を有する学芸員等」の部分、この専門知識を、文化財の保存に関わる知識というふうに変更して強調していただきたいと思います。アメリカでは保存科学の専門家と、展示を作る学芸員、コンサバターとキュレーターとが両方配置されているというのが普通だと聞いていますが、お隣の韓国でも博物館には必ず保存の担当の人がいて、学芸が使いたくても駄目出しが出るというような、そういう形で保存と、活用・公開というのをバランスを取りながらやっていると聞いています。その点日本は後れているという印象です。今後活用に重点を置くのであれば、学芸員の保存に関わる知識や経験が非常に重要になってきますので、22頁の博物館に関わる人材育成のところ、保存に関する知識を強調していただくと、今後の博物館にとってもプラスになると考えます。

次に、美術工芸品ワーキンググループの位置付けをはっきりしていただきたいと思います。きょう半田委員から美術工芸品ワーキンググループの議論について公開の基準を緩和するという話がありましたが、ワーキンググループでは、それ以外にも、例えば保存計画の中身をはじめとして、いろいろなことを専門的見地から議論をされています。そのような議論のまとめはこの答申とどういう関係にあるのかが、ワーキンググループの設置が決まった初回の会議以来ずっと気になっていました。答申では、美術工芸品ワーキンググループのまとめを尊重するとか、参照するとか、基準にするとかといったことをきちんと盛り込んで、ワーキングでの議論が今後に生かされるようにしてほしいと思います。

あと、それから先ほど西村先生からお話があったマスタープランについて、この言葉が最初に出てくるのが5ページで、その後マスタープランが何をさすのかを明示しないまま、12ページでやっと「文化財のマスタープランである地域計画」というふうに出てくるというようなことで、初めて読む人にはとてもわかりにくいものになっていると思います。修正していただければと思います。

以上です。

【山本調査会長】 今の意見は西村先生がおっしゃったものを膨らませる中で書けばより分かりやすいなと思います。

【岩崎委員】 はい、そうです。

【山本調査会長】 それから、ワーキングとの関係は、結局半田先生のワーキングの議論がもう一回されてまとめが出ると。そのまとめの中身をこの部分に反映するというのではあるんですけども、そこでいろいろ全体に関わる議論もあるだろうということですよ。

【岩崎委員】 はい。

【山本調査会長】 その辺はどういうふうな取扱いなのでしょう。

【菅野伝統文化課課長補佐】 今、山本会長から言っていたとおりでして、ワーキンググループはこの企画調査会の下に設置されている形になっておりますので、また次回御検討いただきましたものを、企画調査会では予備日になるのでしょうか——というところもあると思うんですけども——また拝見をするといったこともありますし、先ほど岩崎先生から御意見いただいた、ワーキングのこと、確かにワーキンググループも設置して検討したというのが、今少し全体の中に記載がありませんので、ちょっと工夫をさせていただいてワーキンググループでの御検討もあったこともどこかに見える化するなどといったような工夫もあると思いますので、少し検討させていただきます。

【山本調査会長】 今の岩崎委員の話で言うと、ワーキングの中に博物館の機能とか、あるいはその専門職の課題とかというものも恐らく議論されていて、その部分もこの答申でカバーできているのかということですよ。その辺りはどうなんですかね。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ワーキンググループの中で御検討いただいたもので、要素として主要なものをこちらに記載しているという認識ではあります。ですので、ちょっと並行していますので、お互いに向こうが進んでこっちが進んでという形にはなっておりますけれども、仕上がる時には、あれ、こっちとこっちで違うぞということではなく、こっちで検討されているものもうまく入れ込んであるし、より詳細な形についてはワーキングを取りまとめると更に分かるといったような形がいいのかなというように思います。

【山本調査会長】 半田委員の御発言でカバーされているというふうに理解して。半田先生、よろしいですか。あ、いなくなっちゃってる。

【菅野伝統文化課課長補佐】 済みません、本日退室いたしておられます。

【山本調査会長】 ほかにいかがでしょう。

どうぞ、原委員。

【原委員】 私の方から四つお願いします。

まず14ページのところなんですけれども、この保存活用計画の作成主体のところの31行目の「基本的な枠組み」のところなんですけれども、有形文化財については所有者及び管理団体。そして無形文化財については保持者・保持団体、保護団体及び地方公共団体という想定になっているんですけれども、この管理団体というのは、前回、何回か前に説明していただいたというか、この業界、行政をやっていると気になっちゃうこの32条の2の管理団体だとすると、ちょっと個人所有の建造物だったり個人所有の有形文化財の美術工芸品のを作るとは、所有者にちょっと無理。かといって、管理団体に法的に認められてない人が作ることは、というかその手続を経ないといけないということはちょっと大変ですよ。だから、ここに合わせて地方公共団体を入れてしまえばどうかなと思うんです。必要と思われるときは地方公共団体が手伝う、代行する。それでそれこそ大綱やら基本計画に基づいて、それが重要に保存・活用されるべきものなんだとしたら、もう地方公共団体が代行してできるという仕組みにしてレスキューしてあげた方がいいかなというふうに思いました。

それから、史跡名勝天然記念物の方も、ほぼほぼ今地方公共団体が作っているんじゃないかと思っております。所有者であるうちの東京都の建設局が作るということもあるんですけれども、ほぼほぼ地方公共団体として作っているんじゃないかなと思っているので、その辺もちょっと、ここ有形と無形しか書いてなかったと、それから民俗しか書いてなかったの、史跡名勝天然記念物の方もちょっと書き加えておいてあげていただければなと思った次第です。そういう理解でいいのかしらというのが1点目です。

2点目が、16ページなんですけれども、「文化財類型を横断する共通的な留意点」のところ、22行目になるんでしょうか、「所有者が変更した場合の計画の継承について」というところがあるんですけれども、たしか文化財保護法って所有者が代わったとしても、その義務と権利は法令上継承されているって私は理解しているんですけれども。だとすると、前所有者が作った保存活用計画というものももちろん義務と権利の中に入るんじゃないかなとちょっと思っています。その26行目なんですけれども、「保存活用計画をそのまま承継するか見直しをするかといった点も含めて検討する必要がある」というのではなくて、もう「継承する義務がある」というふうにした上で、ただしもちろんその後様々な管理体制の変更に伴う計画の更新、あるいは変更を検討する必要があるというぐらいにしておい

たらどうでしょうかね。というのは、往々にして有形文化財は売買されていく、あるいは相続されていくものですから、その前段でこういうふう決めていたよねということをもっと更にされてしまうと、ちょっと継承が難しくなっちゃうかなというのが私の懸念です。その辺もちょっと御検討いただければと思います。

3点目が、19ページのところなんですけど、さっき先生方、それから半田さん、岩崎先生がおっしゃっていたことに私賛成意見を改めて言いたいと思います。保存科学に関する知識を持った学芸員というよりも、コンサバターという考え方に対して私は賛成したいと思っております。特に、(エ)のところに書かれております保存、公開・活用に関わるセンター的機能の中に、そのコンサバターとしてのフォローアップをする技術・技能を持った専門職員を言っただけだと大変有り難いと思っています。是非ここで新たにコンサバターという学芸とは違った知識専門職を作っただけならばなとちょっと思った次第です。これは私の希望なので、また御検討いただければと思います。

それから、最後になりますが22ページのところなんですけれども、「その他推進すべき施策」の中での「博物館等の役割強化」の中の22ページの11行目。「これに加え、博物館等の役割強化については、都道府県立美術館・博物館」って実は書いていただいたんですけども、よくよく考えてみましたら、私立の博物館をどうするかなってちょっと不安になりました。というのも、公益財団の博物館と、今あるいわゆる博物館法に基づく登録博物館さんなんですけど、多くが大きな企業、近世の大家、あるいは近世・近代の財閥系といった博物館がすごく多いんですね。その博物館さんにもちょっとやはり日本美術を持っていらっしゃる方が相当多いので、その辺の人たちにやはりきちっとした保存・修理を監督する学芸員、コンサバターというスタッフを配置していただきたいと思っし、ましてやそういう人たちが数少ない中で、やっぱり地域に協力していただけるというのは有り難いことだなと。地方自治体でなかなかコンサバターがそろえられない中で、地域に立派な私立の博物館の学芸員さんたちがいらっしゃるんで、そういう人たちが地域に協力するという道を逆に開けないかなとちょっと思っし、ここで言えるものでしたら、私立なんかもそういうのをそろえるのが望ましいみたいなふうにも言ってもらえないかしらと思っした次第です。以上です。

【山本調査会長】 4点ありましたが、よろしく。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ありがとうございます。

最初の10ページでしょうか。保存活用計画の——済みません、10ページじゃないですね。

【原委員】 14。

【菅野伝統文化課課長補佐】 失礼いたしました。14ページ、個々の保存活用計画の基本的な枠組みのところでございますけれども、この部分の読み方なんです、作成の主体を書いた上で、15ページもちょっと見ていただけますでしょうか。15ページ15行目から計画作成の支援の枠組みというのがありまして、作成主体を基本的に誰とかということともに、計画作成をじゃあ誰が支援をするのかということに記載してあります。14ページの基本的枠組みの方に戻っていただいて、まず例えば有形の文化財については、所有者と管理団体が作成、つまり自分の名義として自分の考えとして作り、そして推進をしていくという主体としてはこういう形になっていて、ではそれを誰が支援するかということは15ページに記載してありまして、国はもちろん指導、助言をさせていただくということもありますけれども、地方公共団体が現行の先行実施している取組においてもかなり作成に強力に御支援いただいておりますので、こういったことが法制化後も同様に、文化財が所有する地方公共団体が支援をするということが重要であるということと比較的、手厚めに記載してございます。

御質問を頂戴していました管理団体に関してですけれども、もしよろしければ本文の中でどこかで注釈を付けておきますけれども、管理団体については、例えば重要文化財であれば文化財保護法第32条の2でございますけれども、所有者が判明しない場合であったりとか、所有者ないしは管理責任者の方々では管理が著しく困難、不相当と明らかに認められる場合という要件で、文化庁長官が地方公共団体その他の法人を指定するというような形になっていて、法制上もその所有者の方がいらっしゃるけれども、それ以外の人をお願いせねばならないという状況で国が指定をするという主体になっておりますので、この箇所に関しては、所有者だったり管理団体だったりするというような形にした方が、現行の文化財保護法との整合が図れているのかなというように思っております。

また、14ページの下、現在は有形の文化財と無形の文化財というようにしておりますけれども、有形の文化財という際には、重要有形文化財もそうですし、重要有形民俗文化財、それから史跡名勝天然記念物というように、有形のものが全てこちらには含まれる、そして無形に関しては、重要無形文化財とそれから重要無形民俗文化財と、無形のものとは基本的にはこちらに入るという整理で今の案という形になっているところでございます。

続きまして、16ページですけれども、権利と義務、継承されることになっているという箇所、御指摘の部分に関しましては、文化財保護法の中でその前の所有者の方の権利義

務というのは承継するというような規定は確かにありまして、いずれにしてもここから先、少し法制度的にどのように何を権利義務と捉えて承継させていくかというところが、少し財産権的な話にも関与してくるところではあると思いますので、制度的な面で事務局として引き続き少ししっかりと整理をしていく事項だと思っておりますので、いずれにしてもこの答申の中では、できるだけしっかりと継承していただくということが重要だという趣旨が前面に出るような形になりつつ、ただし、次の所有者の方が自分としてはちょっと意に反するようなものであればもちろん直していただくというのは大いにあり得ることだと思いますので、その辺で疑義がないような記載にしておくというのが現時点では必要なことという形での整理にさせていただいているところでございます。

【山本調査会長】 よろしいでしょうか。

じゃあ、岩崎委員。

【岩崎委員】 今回の原委員の御質問に関わって14ページの管理団体の定義についてお尋ねします。寄託品の管理団体とは寄託を受けている機関なのでしょうか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 いえ。

【岩崎委員】 違うんですね。

【菅野伝統文化課課長補佐】 はい、法制上、またこれは分かりにくいのは、管理責任者というのがまた違う仕組みとしてあるので分かりにくいんですけども、管理団体というのは飽くまで国の方からその所有者さんにお任せするのが難しいということで、国において指定しないといけない仕組みでございますので、もし管理団体として文化財保護法に基づいて文化庁長官が指定をしていけば、その博物館が管理団体になりますけれども、指定はされていなくて民と民の契約で寄託をしているという場合は、飽くまでも所有者の方が策定をする主体となってくると。ですが、実際はうまく連携をして作っていただくということになろうかと思っております。

【岩崎委員】 ありがとうございます。

あと、もう一点、22ページの12行目で、文化財の保存・修理・活用と三つが並列になっていますが、先ほどの原委員の御議論を踏まえると文化財の保存と修理、そして、活用に関わる人というふうに二つの柱を立てて表現をすると、コンサバターとキュレーターというような大枠で整理ができてわかりやすいのではないかと思います。

【山本調査会長】 じゃあ、引き続き、原さん。

【原委員】 それで、意見を一つだけ言わせていただければ、先ほどの計画策定の支援

の仕組みは、自治体が「管理責任者や所有者に対し保存活用計画の作成・変更が提案できることとする」と15ページの24行目に書いてあるんですけども、私自身の考え方としては、「所有者・管理団体の同意の下に、地方自治体が保存活用計画を作成することができる」ぐらいまでやってもいいかなって思っています。御検討ください。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ありがとうございます。

実際は、特に管理団体に関しては、地方公共団体その他の法人を文化庁長官が指定することになっておりますので、管理団体に指定されているところというのは多くは地方公共団体でございます。それから、特に記念物関係ですけども、所有者であるというのも地方公共団体の場合が多くなっておりますので、実際的にはそこは地方公共団体が多くなるということになるかと思えます。

そこは、先ほども計画の名称のところでも出てまいりましたけれども、今回、法令化するということを目指しての作業となっておりますので、現在は運用でいろいろと円滑にうまくやっているところがあると思うんですが、そこを法制度化する際に、例えば所有者ではなく、しかも管理団体としての立場がない方が作られた計画があるとして、ではその計画に基づいて修理事業や整備事業をするときの主体は誰なのかというところ、浮いてしまうことも想定されますので、そういったところは飽くまでも法制度としては制度的にしっかりした形にした上で、あとは実際にではどのように支援をし、みんなで手伝っていくのかというところで管理団体が関与したり、管理責任者が支援したりというようなこと、そして地方公共団体も支援をするというような重層的な仕組みになっていくのかなというように思っております。

【山本調査会長】 西村委員。

【西村委員】 細かいことなんですけれども、全体にこの文章が、表題からして文化財の云々と書いておりますよね。もちろん文化財保護法に言う文化財だから指定も未指定も全部入っているんだと思うんですけども、普通の人を読むと、これは指定文化財のことを言っているんじゃないかと。全部そういうふうにつえられちゃうと、まあすごく狭い話になっちゃうわけですよ。そうじゃないと、これから文化財にするようなものもあるしということを見ると、例えば幅広い文化財の何とかとか、この文化財というのは非常に広い概念で、例えば文化的景観のことなんかを考えると非常に広いところが今後も各地で選定されることは十分考えられるわけですよ。なので、何かこのせっかくこれだけ努力した文章が指定文化財の活用だけを言っているんじゃないかというように取られるのはす

ごくもったいない感じがするので、ミスリーディングにならないようなワーディングの工夫を考えていただきたいなと思います。

【山本調査会長】 いろいろな全体を、ちゃんと作業に加わっている我々からすれば認識できることですが、最初「文化財とは」というところで今の趣旨が反映できるような、冒頭にちゃんと理解できるような記述ができるんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

じゃあ、中川委員。

【中川委員】 先週、日本建築学会の学術委員会に歴史・意匠委員会というのがあって、そこで少しこの会での議論について話題にいただきました。いくつか御意見が出たんですが。一つは、やはり今までの文化庁の施策の枠をどれだけ超えられるかが重要じゃないかと。そしてその点から、他省庁との連携をどこまで実現できるのかということが重要なんじゃないのかという御意見がありました。

そういう意味で言うと、今回新しく13ページのところに建築基準法の適用除外の話を出していただいたのは大変重要なことじゃないかと思います。今回の地域計画の中では、その計画を作ることによるメリットとして、登録文化財の登録が進むということも上げてもらっているわけですが、しかし登録文化財の登録が進んでも、その適用除外は現状ではなかなか大変なわけです。それが円滑に進むのか。実際建築学会の委員会のメンバーには、近代建築の保存・活用について実践的な活動をされている方が多いわけで、そういう方々にとっては適用除外の円滑な適応は非常に有り難いというか、そうあるべきではないかということです。だとすると、この書き方はやっぱりまだ曖昧で不十分ではないか。最後のところは「円滑な連携を推進する必要がある」としていますが、その推進する主体は誰になるのか。しかも、今までじゃあ円滑じゃなかったのかというふうにも読めてしまいますよね。

他省庁の連携で何が実現できるかということが、やっぱり全体の中でもう少し示されるべきではないか。それは西村委員がおっしゃっていることと連動するんだけど、例えば9ページにある国による認定というところで、どういうものを国が認定するかといったときに、ここでは文化財の総合的な保存・活用に寄与するというふうにも書いてあるわけですね。しかし、他省庁の、例えば西村委員が前から言っている歴まち法との関係だとか、あるいは文化財関連でも文化的景観だとか日本遺産だとかいろいろな制度とそれによる計画があるわけですね。文化財の保存活用をベースにした地域計画が、そうした他省庁も含

めたいいろいろある各種の地域計画の中でどういう位置付けになるのか。この地域計画を計画することによって、そのいろいろある地域計画にどういうメリットが生じるのかといような言及があるべきではないかと思いますが。文化庁だけの制度の判断だけでは十分ではないのではないか。ほかのいろいろなものと連動して、まちづくりの中でこの文化財の地域計画が大切なんだよというようなことがどこかにやっぱり書かれてあるということが必要じゃないかと思うわけです。もちろん国交省など、これは相手方があることですからどこまで書けるか難しいところはあるかもしれませんが、少しそういうことを盛り込んでもらった方がいいんじゃないかと思います。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ありがとうございます。

御指摘のとおりかと思ひまして、様々な計画であったり審議会であったり、地方においては恐らく様々なものがある中で、皆さん人員の少ない中でいろいろなことをやっていたいでいるので、うまく連携をしていただくということが非常に重要なんだろうなと思ひながらも、こちらとしてもその作業を進めておるところです。

今の時点で、他省庁とも連携をして記載させていただいているところというのは既に複数あるわけでございますけれども、やはりここから先、他省庁との、多分野との連携を進めていくに当たって、お互いにそれぞれ前提となる言葉が違ったりとか仕組みが違ったりなどしますので、今後、より具体的な議論になっていくんだというように認識をしておりますが、現在の時点では、関係省庁と連携していきましょうというところでは非常に良い感触を頂いております、是非やりましょうというところで前向きな反応をいただいているところでございます。

今後指針の作業を進めるであるとか、具体的に計画の中にどのようなことを記載していくかというより具体的な議論というのが、もしこれが今後成立をした暁には進めていかなければいけないわけですが、そういった具体的な記載の中で、ではこの前の大枠のところでは連携をしていこうとなったところ、具体的な記載事項としてはどのような連携ができるのか、そしてどのような効果が生じるのかといった議論につながっていくと思ひますので、現時点でもそういったような元になるような記載という認識でこちらの文化財の視点からも非常に進みやすくなるような意味合いで記載しておりますけれども、更にもしこの部分を充実すると、今後具体的にこういう連携をしていく上でもより良くなっていくというところがありましたら、また御指摘なども頂けると非常に幸いに存じます。

【山本調査会長】 よろしく申し上げます。

じゃあ。

【藤井委員】 意見なんですけれども、22ページの最後の3番目の、「文化財の魅力の発信強化や先端技術との提携」というところなんですけど、ここ非常に重要なことがいっぱい書いてありまして、これは実際に文化財、例えば展示ということと文化財の魅力をどうやって見せようかというので実は非常にこれからの観光あるいは展示、保存、重要なことが書いてあると思うんですよね。それで、23ページの15行目の辺りに具体的な、それ以前にも復元建物とか高精細なレプリカとか、それから15行目の下の辺りに最新技術とこごとと列挙してあるんですけれども、この中で例えば文化財のデジタルアーカイブって、これは今も進みつつありますがこれからどんどん拡大をしてほしいことです。それから、バーチャルリアリティは史跡の魅力を最大限に発揮できるので、こういうふうなことをもう少し大きく書いていただけないでしょうかね。そうすると、保存事業そのものの全体が非常にやりやすくなると思いますけれども。

【山本調査会長】 ほかにございませんでしょうか。

田辺委員。

【田辺委員】 私は美術工芸と地方という立場からちょっと御意見を申し上げられればと思います。

前回からいろいろ表現も強化されてきたと思うんですけれども、パブリックコメントの中にもありましたけれども、やはり地域差というのは都市部とそれから地方、いわゆる田舎というのはすごく体制が違ってしまっていて。その中で、ここでは地方文化財保護審議会とか、文化財保護指導員というのにとっても重きを置いていると思うんですが、現実的に例えば遠くから専門の研究者を呼んでこられないような審議会っていっぱいあると思うんですね。地元の美術の先生とか、そういった方が審議会で、その審議によってもし保存・活用ということの方向性が決定付けられるのであれば、やっぱり美術工芸としてはまだまだ不安があるように思います。

地方文化財保護審議会とか、あと文化財保護指導員の専門性をどうやって担保するかということも強く言いたいところなんですけれども、人材バンクじゃないですが、何か専門的な、建築であればこの方とかというようなことが、いわゆる田舎にも分かって、そしてその先生を呼んでこられるような費用とかそういったものが整備されていないと、都市部と地方の文化財保護審議会の質の差というのはすごく大きいまま、その中で貴重な文化財を預けていくというのはとても不安があることではないかと思います。

一方では、見方を変えますと、私は地方公共団体の文化財課のようなところが力を付けていくということは最も大切だと思っているんですけども、何かこういう制度ができることによって、最後は誰かのせいでできるみたいな制度になってしまうのではないかと、実際にそういうことも多々あるものですから、そういうこともちょっと気になります。

あともう一つ、この答申の中で検討の背景ということで未指定のものも含めというところはとてもパブリックコメントなんかでも好意的に受け止められていると思うんですけども、今出ている地域計画と保存活用計画で、保存活用計画はどちらかというと指定品中心ということですよ。そうするとやっぱり指定品がほとんどない地域がもちろんあるわけで、地域によって温度差ができてしまうと思いき、指定品のある地域では、地域計画とその保存活用計画がわかりやすく連動してないと、計画を提出するための計画、報告をするための報告という、何かただの書類上の仕事になってしまうというか、そのままいい方向に活用されないという不安がちょっと考えられます。

あともう一つは大変つまらないことなんですけれども、21ページの博物館等の役割強化ということなんですけど、22ページの方では都道府県立美術館・博物館というふうに美術館という言葉を出していただいているんですけども、「等」の中に美術館は入るのでしょうか。以上です。

【山本調査会長】 どうぞ。

【菅野伝統文化課課長補佐】 済みません、最後の御指摘の点、用語を整理したいと思います。ありがとうございました。

【山本調査会長】 いろいろ出していただきましたが。

【矢ヶ崎調査会長代理】 済みません。前回ちょっとばたばた出てしましまして、申し上げるのを失念していたことが一つだけあります。

22ページの(2)のところの国際交流、外国人旅行者、障害者の対応のところ。前回意見申し上げましたことを十分に反映していただいて、非常にいい記述にさせていただけたというふうにまずもって感謝申し上げたいと思います。

ここに記述していただいている、障害者の記述は別として観光関係のことは、どちらかというと一般の旅行者のことについて書いてあって、今、観光の分野といいますか文化財の分野と観光の分野の交わっているところといいますか、ベースの交わっているところといいますと、もう一つ国際会議ですとか企業のミーティング、MICEで使うユニークベニューの話がどうしても出てきてしまう。これは非常に美術館、博物館を活用されたり、地域

によっては伝統的な建築物を活用されたりということで、海外の方をそこでレセプション等でおもてなしをされるということなんですね。これをどのように推進していくのか、いや、そんなに頑張って推進しなくてもいいのかという議論もあろうかと思いますが、実際に現場としてはユニークベニューとしての活用という実態があるということ踏まえると、ここのところに私としては保存と活用、両方の専門家等々よく相談した上で進めていくんだというところを基本姿勢を書いておいていただくと非常に有り難いかなと思います。

その上で、日本においてはまだ、日本の文化財の種類あるいは脆弱性が、ほかの国よりも非常に多様だということがあるからだと思いますけれども、ユニークベニューの活用というものがまだまだ進んでいない中で、活用事例から得られた経験だとか、文化財そのものを傷めないように、本当に上手に活用していく工夫だとか、そういったものを先行事例から学ぶような、そういうノウハウを全国で共有できるようなところがあると非常によろしいかなと思います。何か実態としてあるユニークベニューに関して一言ここでも入れておく方がいいのではないかなと思った次第です。以上です。

【山本調査会長】 ほかに。

じゃあ、西村先生。

【西村委員】 また別件なんですけれども、小さな自治体が非常にこういうものに対応できないんじゃないかという心配の声がたくさん上がっていると思うんですね。でも、一方で、特に田舎の方の自治体というのは、ある意味伝統文化とか祭礼とか伝統行事の宝庫だし、文化的景観からいっても本当に豊かなところが多いわけですね。なので、私はそういう地方版の、ここで言ういわゆる地域計画をきちんとモデル的に立てられるようなことに対する支援みたいなのがあって、今歴史文化基本構想にはそういう補助メニューがありますけれども、少し大都市だけでなくそういうところの、非常にこういうことをやるのが可能性があるんだということをきちんと先導的に示していくことも意味があるんじゃないかと思うんですね。そういうこともこれはこれとして、これの支援のためのプログラムを、今あるものをうまく活用してモデル的に幾つか進めていただきたいなど、特に小さい自治体に関してですね。いいものを作っていくのが非常に先行き可能性を広げていくんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。

【山本調査会長】 立法的な作業のほかに、政策的なやっぱり充実といいましょうか、そういうことも是非展望できるようなことになればと思います。

じゃあ、お願いします。

【亀井委員】 非常に細かいことで恐縮ですけれども、先ほどの岩崎先生のお話にあった、MICEで訪問される方がたくさんおるということであると、22ページの(2)の「国際交流や訪日外国人旅行者」と書いてありますが、これ、旅行者を取ってもいいんじゃないかなど。というのは、その下の3行目ですね、「外国人旅行者等も含めて、日本に来訪する様々な方々」、ここで表現していますので、是非この「旅行者」を取っていただきたいというのが一つ。

もう一つ、障害者差別解消法というのが制定されておるんですが、この事業を使えば、これは法律用語ですからしょうがないんですが、障害者への対応を、何かで見たんですけれども、ひらがなで書いたような記憶がするんですよね。この「害」という字が特に障害者によっては、我々は害を与えるのかというような印象を与えるようなことで議論になったという記憶もありますんで、この辺の用語の使い方、厚労省の関係者とちょっと協議した上で、ひらがなにするのかこのままでいいのか、やっていただければと思うんです。一番下の、「また」以下のところの「障害」をなくしてというのは、これは彼らがアプローチする場合に妨げになるものをなくすと、これはかぎ括弧でいいと思いますが、ちょっとそういうところを考えました。もしこれを改正するなら、目次の方も併せて訂正していただければと思います。恐縮ですが、よろしくお願いします。

【山本調査会長】 はい。

いろいろ意見を出していただきましたが、よろしいでしょうか。まだ時間はあるんですけれども。

岩崎委員。

【岩崎委員】 前回の会議の次の日に、1万人規模の町の方が私どもの博物館に来られて、先ほどの小さな自治体に入るところだと思いますが、話をしていましたら、その町には二人埋蔵文化財専門の文化財担当者があるが、どんどん過疎化が進み、地域がだんだん衰退していく中で、民俗の資料というのが非常に危機的な状態にある。何があるのかすら把握もされていないので、できることなら調査したい。退職されてすごく元気な団塊の世代がいるので、そういう人を巻き込んで調査が出来れば最高なのだが、というようなお話をされていました。

今ちょうど文化庁でこういうお話をしているので、いずれそういう調査にも何か補助が出るのかそういうふうに変わっていくんじゃないでしょうか、というようなお話をしたところ、いかんせん人手不足はいかんともしがたいという話なんですね。たった二人で日常

的な行政もやりながら発掘もやりながらというのはなかなかしんどいことです、ということです。

複数の自治体が組んでやるということも想定されていますと話したところ、大きいところは花火を打ち上げたがる。でも、自分たちはそういうイベント的なものではなくて、地域の文化財をしっかり把握をするということをやりたい、と。それにはいちどきにたくさんのお金は要らない、毎年数人ずつの人を雇うようなお金さえあればそれで十分だ、と。

そこで、なぜ民俗資料の調査がしたいのか、尋ねますと、過疎の中でみんな歯を食いしばって頑張っている、そういう人たちに、地元を好きになってもらおう、誇りを持ってもらおうとするとき文化財は大きな力を持つと自分は信じている、だからやりたいんだとおっしゃるんですね。

そんなお話を聞いて、この会議での議論はもしかすると逆転していたのではないかと強く感じました。残すために活用するという論理ではなく、地域社会を支えるため、人の心をつなぎ支えるための文化財というふうな発想が必要だったのではないかと思います。ですので、今後の政策においては、事業型一辺倒ではなくて、計画を策定するところの補助といった、そういう地味だけれども地域が最も必要としているところを長い目で下支えするような道筋も必要ではないか、と感じました。

もう1点、この会議で十分な議論ができなかったポイントとして、教育の問題があげられます。今御紹介した方がおっしゃっていたのですが、子供たちに文化財を見せてあげたい、遺跡に連れて行ってあげたい、だけれども、バス1台借りるお金がない、と。文化財を支えていくためには教育がとても大事ですが、今回の会議ではそのような視点での議論はほとんどなされませんでした。活用して何がしかのお金が稼げて、それをまた文化財の保存に使っていくと、そういう循環は想定されてたくさん議論がされましたが、文化財を継承する上で教育は核心に位置するテーマですので、「中長期的観点から検討すべき課題」の中にそのことを是非入れていただきたいと思います。

最後に、無形・民俗に関わる議論が不十分であったことも問題だったと思います。途中から無形の方、民俗の方が委員として加わられましたけれども、きょうの議論を聞いていても、建造物が中心で、その次に美術工芸品が出てくるというようなことで、過疎化・地域の衰退というところで一番緊急な事態に置かれている無形文化財や民俗文化財が背景に引いていたと思います。この辺は御専門の先生方に直接お話いただいた方がいいと思いますが、「中長期的観点から検討すべき課題」の一つになるのではないのでしょうか。

以上です。

【山本調査会長】 じゃ、齊藤委員。

【齊藤委員】 ありがとうございます。

御指摘どおりで、私たち無形文化財、特に無形文化財に関してまとめてくださったのは17ページにある7行目から11行目。ここに書かれているのは、特性にまず配慮する必要がある。そのためにも、今後きちんと検討する必要があると。私は個人的にはこの議論は途中から参加させていただいて、それこそ美術工芸関係でなさっているようなワーキンググループが当初から設定されていればともかく、今個人的な感想で、こんなこともできる、これは無理じゃないかというのは、ちょっとこういうところでは申し上げにくいなと思っています。御指摘どおり、ここにある意味明確に、今後も検討するんだ、特性には配慮するんだ、ほかとは違うぞと書いてくださっていると、非常に膨大な文章の中の五、六行ですから、特に項目としても立っていないので、数字とか（イ）とか（ア）があるわけじゃないから目立ちにくいかもしれませんが、私はこれで今回はかえって有り難かったかなと思いました。十分な議論を絶対にするべきなんですけれども、過疎化、少子高齢化で一番無形の民俗文化財が影響を受けています。現に、できなくなっているところもたくさんあると聞いていますが、それに対する対応というのが、じゃこうすればいいという特効薬って今までもそうすぐに見つかるものではありませんでしたので、できればじっくりとこういうところでこういうふうに書いてくださったことを踏まえて、改めて検討していたらと思いました。

こうやって書いてくださっただけでも有り難いです。ありがとうございます。

【山本調査会長】 じゃあ、鬼頭先生。

【鬼頭委員】 いろいろとありがとうございます。全く最初の頃には民俗文化財と無形文化財、この分野には委員が一人もいなかったということで加えていただいてありがとうございます。

それで、きょう表題のところに「文化財の確実な継承に向けた」という、この「継承」と入れてくれたというのは、やっぱり無形とか民俗には非常に大事で、活用よりも継承が民俗文化財はまず第一なわけで。要するに、次へどうつなげていくことからその活用が始まります。ですから、まず地方がとにかく元気じゃないと民俗文化財とかお祭りなどは行うことができません。要するに、活用するにも地方が元気じゃないとそういうものが資源としてうまく日本の財産として伝えていけなくなります。先年ユネスコの無形文化遺産に

登録された山・鉾・屋台行事でも継承が、後継者難というところが非常に多いのが現実な
んです。要するに、国の文化財でユネスコの登録にもなっているものでさえそのような
現状ですから、指定外というものになりますと尚更です。そういうところでもう少し国の
方がこういうところにも目を向けていただいているのは非常に有り難いと思います
ので、これからもこれを土台に次へ進めていっていただけますと、非常に地方とか民俗文
化財も次の世代に伝えていくんじゃないかと思いますので、これをスタートとして国の方
も御支援をしていただきますと助かります。よろしく願いいたします。

【山本調査会長】 じゃあ、原さん。

【原委員】 23ページの「中長期的な観点から検討すべき課題」ということについて、
一つ私の気持ちをお話したいと思います。

24ページの上から二つ目のポツなんですけれども、文化財とそれを取り巻く周辺環境を
含めて一体的に保全する仕組みの検討ということなんです。先ほど中川先生や西村先生
もおっしゃってくださったように、やはりそのほかのまちづくりだとか、自治体の政策に
関わる計画になってほしいというのが願いなので、そうだとすると、やはりこの法令とか
この計画を作ることで、そのほかのまちづくりに関する計画、あるいは環境保全に関する
計画、例えば自然公園法に基づく公園管理マスタープランとか、それから国有林山の森林
生態系や保全計画とか、いろいろなものが実は自治体の中にオーバーレイしているん
です。その中で私は自治体、それに関わりながら、何でもっと文化財的なこの自然すら歴
史的な環境の中で表現されているものなのに、なぜそういうふうに見てもらえないんだ
ろうというふうなことも常々感じていたんです。そういった意味でこの検討課題として
そういったオーバーレイされている様々な自治体の計画、あるいは国の法令に関しても、
これが一つの文化的視点を持った——何ていうんでしょう、意見をまとめたものにな
るような、要は整合性と連携が図れるようなことの仕組み作りというものを将来検討
していくべきだということと、それからましてやこの計画を作ることで今まで緑が大事、
一木一草たりとも切っちゃいけないというものではなくて、そもそも城があったとき
の自然だとか、そもそもの景観、自然的景観、町の景観というものがどうであつた
のかということが、人々の中で話し合われるということ自体が、私たちがこの計
画を作ることの本当の意味なんだということを書き加えてほしい。皆さん、それ
を忘れていらっしゃるので、この計画を策定する段階で人々が話し合うはずな
ので、地元の人たちと、それから先生方、それこそがこの計画を作っ
てほしいといっている私たちの——というか私かもしれないんで

すけれども——願いなんだと。それによって地域がもう一度活性化する道筋が出てくるんだったらこんなにうれしいことはないんだというようなことをちょっと書き加えていただけると有り難いなと思います。

【山本調査会長】 何か最後の会議のように、皆さん総括的に御発言いただいているんですけれども。どうですかね、きょうの議論をちょっと振り返ると、原案に対して付け加える御発言があったんですけれども、大体整合性を持って加筆修正すれば収まりそうだなというふうな感覚は持っておりますが、皆さん方、御発言されたものに対してはちょっと責任を持って、事務局にもそこについてはこういうふうには是非修正してもらいたいと、付け加えてもらいたいとかというふうに作業ができれば、きょうのところで座長預りでというふうにも思いますが。

ちょっとワーキンググループの分が最終のが出ておりませんので、それも大体収まるどころに収まるということであればきょうで終わりたいとも思っています。いかがでしょうか。

原田委員、何か最後に御発言——最後というか……。

【原田委員】 一つだけ。要望というかちょっと引っ掛かるところがありまして。

22ページなんですけれども、13行目のところの「文化財保存・修理・活用に係る専門職員を配置する」とありますけれども、確かにこれは理想でこういう方向にすれば私もいいと思っております。これまでの現状までのこういう博物館、美術館の活動を見ますと、確かに県立博物館・美術館では、保存に関わるこういう職員を配置するようになってきました。しかし、それにはいわゆる通常の学芸員の枠を消して、それを取り崩して入れているわけですね。もしこれがずっと続くと、法制化されると、例えば定員枠の中でそれを収めるにはやっぱり学芸員が減らされるという危惧を私は抱いております。

日本の学芸員というのは非常に世界的にも優秀で、この学芸員制度、それがすごく有効に働いていると思うんですね。学芸員の資格がなければ美術館・博物館には入れないということもありますので優秀で。実際、彼らは保存に関してもやはり非常に知識を持っておりますし、常に作品に触れていますから、その状態というのはヨーロッパとかアメリカのキュレーターとは違って、常に作品に触れていますから実情をよく知っているんですね。言うなれば、作品に対するかかりつけのお医者さんのような感じがいたします。それでちょっと具合が悪いと専門の大学病院の先生に相談するというか、そういうようなシステムが自然と定着しているわけですね。もしこの制度でそのための要員を入れると、ますま

す学芸員が減ってしまっていて、今度は学術的な研究とかそっちの方がおろそかになっていくことを私は懸念しますので、この「配置する」を、例えば「増員する」まではそれは難しいかもしれないですけども、「確保する」とか、ちょっと増やすというニュアンスを入れていただくとすごく助かるんですけども。

【山本調査会長】 充実するということですね。

【原田委員】 そうですね。

【山本調査会長】 おっしゃるとおりで、文化財が重視されるとほかの部局が減らされるんじゃないかという大枠の問題もあって、本当に自治体はいろいろな点で困難を抱えていますので、この会議を超えた様々なアクションがないと、恐らくこのレポート自体が充実しないだろうと思いますけれども。

先ほど取扱いを申し上げたんですけども、そういう形できょうで終わらせていただいでよろしいでしょうか。私がよろしいでしょうかと言って、困るといのはなかなか言いくいかもしれませんが。2週間ありますので、少し事務局にも作業、フィードバックしていただいて、御発言者と調整していただいて、最終のレポートを私が預かって御了解いただければと思います。いいですか。私はもう一回会議をやってもいいなと思っていたんですけども、皆さん総括的な御提案をされたので。じゃあ、そういうふうにさせていただきます。

私、思いましたのは、私は国立大学協会を引き受けているのでいろいろ大学との関係で思うことがあったんですけども、国立大学として維持するかどうかは別にして、地域の大学をどのように学術機関として、きょうのような問題も含めた学術機関としてしっかり維持発展させていくかというのがますます重要だと改めて思っております。最後のところで中長期的な課題で専門職の養成とかもあったんですけども、それをさせる科学技術もないとだめですので、その意味で言うと、やっぱり地域のこれに係る学術機関の充実とか維持発展という問題も非常に重要なと思いながら考えておりました。

もう一つは、レポートに盛り込める部分もありますし、なかなかみだす部分もあると思いますけれども、議事録は丁寧に作っていただいておりますので、皆さんの元には議事録のフィードバックも行っていると思いますが、これは恐らく歴史に残る、アーカイブに残る、恐らく10年後、20年後ここで間違った議論をしていたなと言う人がいるかもしれないし、よかったなということになるかもしれませんが、これは後世のために残しておくことは重要だと思いますので、生の発言では言い尽くせなかった部分については是非修正し

ていただいて、充実した議事録が残せるようなことも是非していただきたいと思っております。

しかし、中長期的な課題はまだ——この会議でやるんですかね、また別の会議でやる？残された分……。

【高橋伝統文化課長】 できればこの企画調査会というのはもう少し存続させていただいて御議論賜ればと思っております。

【山本調査会長】 じゃあ、別の作業、行政的な作業が始まる中で、また別の議論をするということですので、またいろいろ議論するチャンスもあるんじゃないかと思います。

取扱いについては、それではきょうの議論を踏まえまして事務局で取りまとめて、また最終案を私のところへ、責任ある、皆さんと相談しながらまとめ上げていくということにさせていただきたいと思っております。またそれを御報告いたします。

それでは、最後に一応この区切りになりましたので、山崎文化財部長より一言御挨拶いただきたいと思っております。

というのは私が言うんじゃないくて……。人のセリフ取っちゃった。

【山崎文化財部長】 文化財部長の山崎でございます。

本当に委員の皆様方、ありがとうございました。6月1日に第1回の企画調査会開始以降、5か月半で14回という大変ハードなスケジュールで、委員の皆様方にも大分御無理を申し上げて、日程調整させていただいたかと思っております。

本日も貴重な御意見多々頂きましたが、これをまた事務局の方でまとめまして、山本会長とも御相談の上で、企画調査会としての取りまとめをしていきたいと思っております。その後は、この企画調査会の親会でございます文化財分科会に報告いたしまして、文化審議会としての第1次答申という形になる運びでございます。

それを受けまして、我々事務局では、文化財保護法の改正という事務的な作業に入ります。既に並行して事務的に検討はもう進めているところでございますが、今後立法、技術的なことも含めて、関係機関、政府内で調整をしながら進めていきたいと思っております。できますれば、来年の通常国会に文化財保護法等の改正法案ということで提出をさせていただきたいと思っております。委員の皆様方の本当に貴重な御意見、それから熱い思いをひしひしと感じました。最終的には御一任いただいたということで、またまとめましたら委員の先生方には御報告したいと思っておりますし、また法案の方もまとめましたらお知らせをしたいと思っております。本当にありがとうございました。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

議長というか、座長一任ということでしたけれども、先ほど申しましたように様々な論点についてはちょっとやりとりをさせていただきまして、それを最終的にまとめるということにさせていただきたいと思います。

本当に14回にわたりましてありがとうございました。終わります。

— 了 —